**平成２４年（フ）第４９９号**
和歌山県岩出市岡田1073番地の34、住民票上の住所和歌山県紀の川市粉河1267番地８
債務者　松尾　文明
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２４年（フ）第５０１号**
和歌山県岩出市安上324番地の17
債務者　岩本　博美
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第２号**
和歌山市小倉396番地の31
債務者　米澤真生子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第１０号**
沖縄県那覇市字安謝664番地50　安謝第一市営住宅307
債務者　知花　　謙
1　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２４年（フ）第４８４号**
和歌山県岩出市曽屋289番地　１号
債務者　前﨑とめ子
1　決定年月日時　平成25年１月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**平成２５年（フ）第５２６号**
東京都江東区大島５丁目45―11―202
債務者　石上　　博
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５２７号**
東京都足立区弘道２丁目25―５―701
債務者　阿久根洋一
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５４１号**
東京都目黒区目黒１丁目24―19―301
債務者　石川二美代（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第５９５号**
東京都北区滝野川７丁目41―７―401
債務者　坂本　　清
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６０４号**
東京都足立区花畑８丁目３―３―301
債務者　林　　正春
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６０５号**
東京都大田区大森本町１丁目９―２―512
債務者　木村　　聡
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６１２号**
東京都板橋区稲荷台19―５―202
債務者　山田　政行
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３３号**
埼玉県久喜市上清久190
債務者　青木　　実
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６３４号**
東京都練馬区石神井町１丁目１―38―105
債務者　山口　英男
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６５９号**
東京都世田谷区弦巻１丁目28―15―308
債務者　鈴木　千明
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６６１号**
東京都北区桐ケ丘１丁目13―37―103
債務者　田平　　均
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第６６６号**
東京都稲城市平尾１丁目30―12―202
債務者　熊井　隆人
1　決定年月日時　平成25年１月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成25年３月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部